

# 北区児童相談所等複合施設運営指針(第1回検討会資料)

## 1 児童相談所等開設に向けた進捗状況

■平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。令和8年度の児童相談所設置に向けて、北区はこれまで複合施設の役割や施設整備の方針等を定めた児童相談所等複合施設基本構想や複合施設の設計の前提となる基本計画を策定するなど準備を進めてきました。

また、整備予定地である旧赤羽台東小学校跡地に、児童相談所の設置に併せて子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し施設を整備します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設整備	基本計画	基本設計・実施設計		建設工事		複合施設開設
解体工事	解体工事					
体制・組織	検討	運営指針	マニュアル等作成			児童相談所及び一時保護所開設
人材の確保・育成		採用・派遣・研修等				ケース
児童相談所設置市の事務		組織・人員の検討				事務引継
国及び東京都との協議			【経】開設計画協議	【政】事務協議	【法】法令策定協議	

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

今後は、複合施設の基本設計・実施設計や建設工事に取り組むとともに、運営方針や組織体制等を定めた運営指針について検討し、児童相談所等複合施設の開設にむけて準備をしていきます。

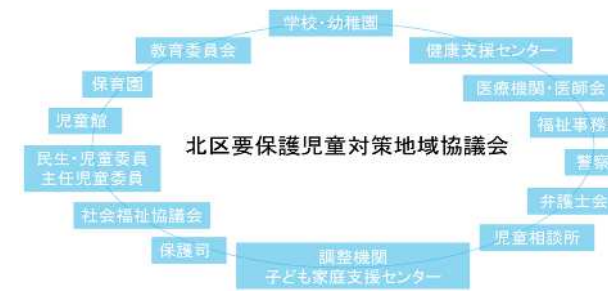
### ■整備予定地の周辺状況(概況)



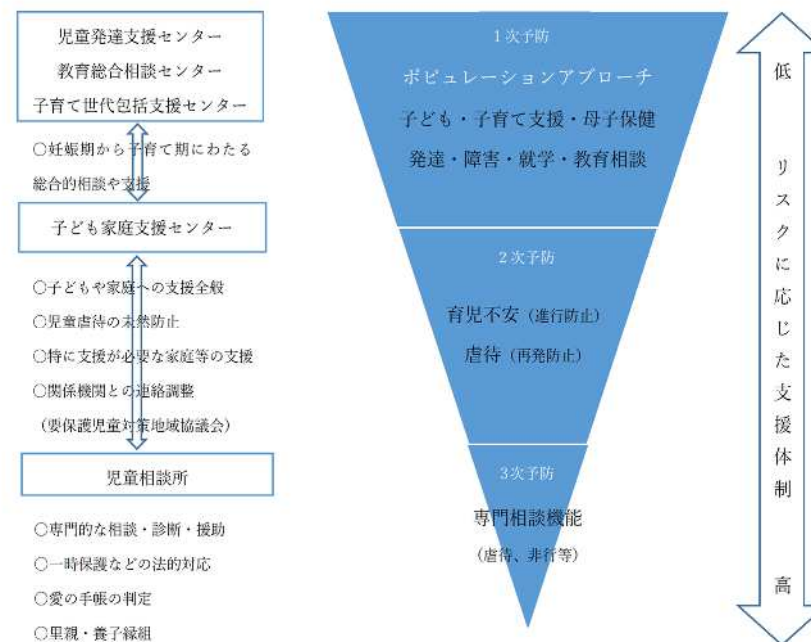
## 2 新たな児童相談体制の構築

### ■北区が目指す児童相談体制

北区は、児童福祉法第12条に基づく行政機関である児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターを複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備します。子ども家庭支援センターを区民に身近で気軽に相談できる窓口として存続させるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として学校、警察、児童相談所等様々な地域の関係機関と連携を築いてきた足跡を踏まえ、区が持つ福祉、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能と児童相談所の専門機能を緊密に連携させ、一貫性をもった包括的な相談支援体制を構築します。

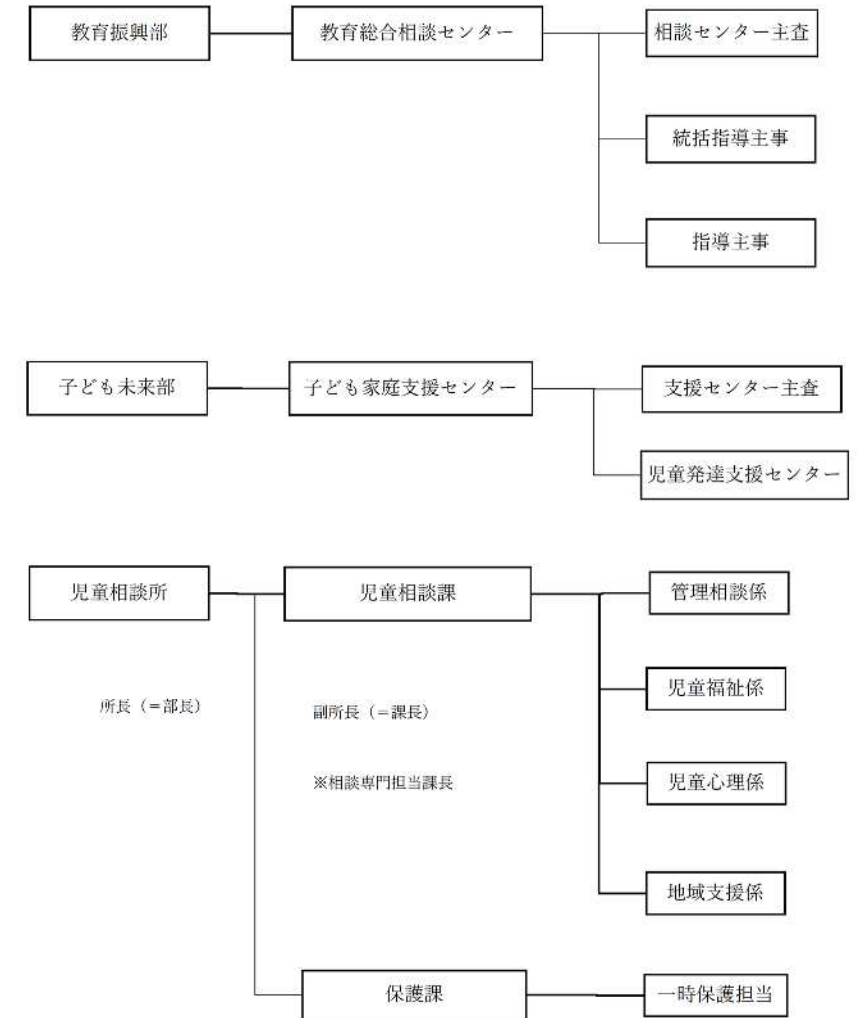


また、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割を明確にし、個々の家庭の事情や課題等に応じた支援を行うことができるよう相談支援体制を構築します。



## 3 組織体制と人材確保育成等

### ■児童相談所、子ども家庭支援センター及び教育総合相談センターの組織構成図



### ■児童相談所の係別事務分掌及び職員数

児童相談所では管理相談係において、児童虐待初動体制を一元化し効率的に実施するとともに、地域支援係において里親や家庭復帰などに力を入れることで地区担当の児童福祉係が本来のケースワークに専念できる体制を整えます。

係名	人数	事務分掌
管理相談係	26人	○措置費支払い事務 ○虐待初動対応等
児童福祉係	18人	○一時保護等の処遇 ○調査・社会的診断及び指導の実施等
児童心理係	12人	○心理相談、心理判定の実施 ○愛の手帳の判定等
地域支援係	7人	○里親支援等 ○家庭、親子再統合支援等
一時保護担当	56人	○一時保護児童の生活指導の実施 ○行動観察・行動診断の実施等

計 119人

■地区担当制の検討

児童相談所の児童福祉係や子ども家庭支援センターの在宅支援担当が概ね中学校2校程度の学校圏域を担当することで、これまで以上に関係機関等との連携を強化していきます。

■職員派遣数と経験年数見込み

平成25年度～令和4年度までの実績

種別	派遣先	派遣期間	人数	重複	備考
児童福祉	東京都児童相談所	平成25年度	1人		
		平成26年度	1人		
		平成27～28年度	1人	※	
		平成29年度	1人		
		平成30～令和4年度	1人	※	
		令和元～3年度	1人		
		令和2～3年度	1人		
		令和3～4年度	1人		
		令和4年度～	1人	※	
	さいたま市	令和元～3年度	1人	※	
		令和3年度	1人		
		令和4年度～	2人	※	
	荒川区	令和2～3年度	1人	※	
令和3～4年度		1人			
令和4年度～		1人	※		
中野区	令和4年度～	1人	※		
板橋区	令和4年度～	1人	※		
児童心理	東京都児童相談所	令和2～3年度	1人	※	
		令和4年度～	1人	※	
	荒川区	令和2～3年度	1人	※	
		令和4年度～	1人	※	
	中野区	令和4年度～	1人	※	
さいたま市	令和4年度～	1人	※		
一時保護所	板橋区	令和4年度	1人	※	

経験年数令和4年度末見込み

	1年	2年	3年	4年	5年以上	計
児童福祉司 16人	9人	3人	1人	1人	2人	16人
児童心理司 4人	2人	0人	2人	0人	0人	4人
一時保護所 1人	1人	0人	0人	0人	0人	1人

経験年数令和7年度末見込み

	1年	2年	3年	4年	5年以上	計	未経験
児童福祉司 35人	9人	12人	1人	2人	3人	27人	8人
割合	25.7%	34.2%	2.9%	5.7%	8.6%	77.1%	22.9%
児童心理司 15人	2人	5人	3人	1人	2人	13人	2人
割合	13.3%	33.3%	20.0%	6.7%	13.3%	86.7%	13.3%
一時保護所 35人	9人	9人	1人	0人	0人	19人	16人
割合	25.7%	25.7%	2.9%	0%	0%	54.3%	45.7%
事務職 10人	2人	4人	0人	0人	0人	6人	4人
割合	20.0%	40.0%	0%	0%	0%	60.0%	40.0%

■相談体制 児童相談所等複合施設（児童相談所等）

